

議 長 日程第4「議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄みやま運動広場の施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは、議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

寄みやま運動広場は、昭和61年に設置してから38年が経過しております。利用に供するに当たり、これまで最低限の補修で対応してきたところでございますが、今後は受益者に御負担を頂くことで施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、条例の一部改正をするものでございます。内容等につきましては、寄みやま運動広場を利用するに当たってのグラウンド及び照明施設の利用料金について改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。2枚おめくり頂きまして、参考資料を御覧ください。参考資料、新旧対照表を御覧ください。右側が現条例、左側が改正案でございます。まず、改正案の第3条、管理の代行につきましては、第2項管理の代行に次の1号を加え、第4号として利用促進に関する業務を新たに設けたものでございます。

次に、別表の施設名、現行の「サッカー、ソフトボール、野球その他」を「グラウンド」に、また利用単位を「1回2時間」を「1回1時間」に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。別表の施設名、現行の「ゲートボール照明施設」

を「照明施設」に、また照明施設の利用単位を「1回2時間」を「1回1時間」に改めるものでございます。

お戻り頂きまして、議案の2ページ目、条例の本文、下段になります。附則となります。この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は産業厚生常任委員会に付託の上審査することに決定しました。